

答 申 第 9 9 号  
令和7年1月14日

奈良県知事 山 下 真 様

奈良県個人情報保護審議会  
会 長 毛 利 透

特定個人情報保護評価書の再実施（全項目評価書）について（答申）

令和6年10月10日付けデジ戦第115号で諮問のあった事項については、下記のとおりです。

#### 記

特定個人情報保護評価書の再実施（全項目評価書）については、特定個人情報保護指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号）第10の1（2）に定める適合性及び妥当性を有していると認められます。

なお、実施機関においては、広く住民から当該評価書の意見を求められるよう意見聴取の方法を工夫するとともに、当該評価書の趣旨や内容を分かりやすく公示するよう努めてください。